

## 貸金業務取扱主任者の登録更新に関する報告について

貸金業者においては、営業所又は事務所ごとに貸付けの業務に従事する者50名に対して1名以上の貸金業務取扱主任者の設置が義務付けられています。この貸金業務取扱主任者は、当該営業所又は事務所において、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者が法令・条例を遵守して、貸金業の業務を適正に実施するよう助言又は指導を行うという重要な役割を担っています。

貸金業務取扱主任者の登録は3年ごとの更新が必要となりますが、失念等により有効期限までに更新を行わない場合は、貸金業務取扱主任者の設置要件を欠くこととなり、設置が確認できない場合、貸金業者としての要件を満たしていないものとして登録取消を含む行政処分の対象となる可能性があります。そこで、東京都では法令違反等に至る事態を未然に防ぐ目的で、登録の有効期限を迎える主任者の登録更新状況を報告書により確認します。

つきましては、主任者の登録更新があった場合には「貸金業務取扱主任者の登録更新に関する報告書」の提出をお願いします。また、更新の状況により主任者の登録番号等の変更があった場合には変更届出書の提出が必要となります。いずれの場合も以下を参照し、遺漏なく手続きいただくようご注意願います。

### 1. 「登録有効期限の6か月前から2か月前までの間」に登録更新申請を行った場合

⇒ 下表「更新状況①」へ

現行の登録番号のまま有効期間が3年更新されます。

### 2. 上記1の期間以外に登録更新申請を行った場合

⇒ 下表「更新状況②」へ

(登録有効期限の6か月より前、登録有効期限の2か月前より後、登録有効期限満了後の更新申請が該当)

いったん主任者登録は抹消され、新たな登録番号、登録有効期間に変わります。

### 3. 提出書類、期限及び提出先

更新状況	更新状況①	更新状況②
主任者登録番号	変更なし	変更あり
提出すべき書類 (注1)	貸金業務取扱主任者の登録更新に関する報告書(注2)(1部)	変更届出書(正本1部、副本2部)
添付書類	貸金業務取扱主任者登録完了通知(写)1部	貸金業務取扱主任者登録完了通知(写)1部
提出期限	登録完了通知の登録(予定)年月日の前月の末日まで	変更事由の発生から2週間以内
提出先	〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階(注3) 日本貸金業協会 東京都支部 (電話:03-5739-3021)	

注1: いずれも東京都産業労働局のホームページに様式を掲載しています。

注2: 報告書は登録更新(3年に一度)があった年のみご提出ください(毎年提出する必要はありません)。

注3: 貸金業協会会員であるか否かに関わらず、上記に提出してください。

### <貸金業務取扱主任者設置についてご留意ください>

○ 登録されている貸金業務取扱主任者の退職などにより、主任者未設置として貸金業登録が抹消となった事例もあるため、人数に余裕をもった貸金業務取扱主任者の登録をおすすめします。

(貸金業務取扱主任者の設置義務に違反すると、貸金業の登録の拒否事由に該当し、行政処分の対象となる場合があります)。

○ 貸金業務取扱主任者の異動があった場合にも、東京都ホームページに掲載の「貸金業の登録申請手続きのあらまし」を参照し、変更届出書(添付書類を含む)をご提出下さい。この変更届出書は事由発生から2週間以内に届け出ることとなっていますが、この間主任者が未設置であることは法令上認められませんのでご注意ください。